

災害に関する県税の特例措置について（概要）

山 形 県

申告期限等の延長

○ 災害により、県税の申告等が定められた期限までにできないと認められるときに、納税者の申請により、期日を指定して(災害がやんだときから2か月以内)当該期限が延長されます。

納 税 の 猶 予

○ 財産が災害を受けた場合で、一時に納税できないと認められるときに、納税者の申請により1年以内(事情により延長した場合でも2年以内)の期間で、納税が猶予されます。

減 免

○ 次の県税について、それぞれの理由に該当する場合には、納税者の申請により、減免されます。

税 目	概 要								
個人事業税	■災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)が、 事業用資産の価格の2分の1以上 であり、かつ、 前年中の事業所得が1,000万円以下 である場合 (減免割合) <table><tr><td>前年事業所得</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>500万円以下</td><td>100%</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>50%</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>25%</td></tr></table>	前年事業所得	減免割合	500万円以下	100%	750万円以下	50%	1,000万円以下	25%
	前年事業所得	減免割合							
500万円以下	100%								
750万円以下	50%								
1,000万円以下	25%								
	■災害により受けた 住宅又は家財の損害 (保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)の 程度が甚大 であり、かつ、 前年中の合計所得金額が500万円以下 である場合 (減免割合) <table><tr><td>損害割合</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>50%</td></tr><tr><td>30%以上</td><td>25%</td></tr></table>	損害割合	減免割合	50%以上	50%	30%以上	25%		
損害割合	減免割合								
50%以上	50%								
30%以上	25%								
不動産取得税	■災害にあった不動産に 代わるもの として、同一所有者が 2年以内に取得 した不動産 (減免額) 被災不動産の価格(※)×税率 ※固定資産課税台帳登録価格。ただし、家屋において1㎡の価格が45,000円以下の場合は45,000円×被災家屋の延床面積(損壊の場合は被災の程度に応じる)								
	■取得した不動産が、 取得から1年以内 に災害により 滅失又は損壊 した場合 (減免額) 全額又は一部減額(損壊の場合は被災の程度に応じる)								
自動車税	■災害により滅失又は損壊した自動車に 代わるもの として、同一所有者が 取得 した自動車(登録時のみ) (減免割合) <table><tr><td>被災自動車(※1)の損害程度</td><td>減免割合</td></tr><tr><td>修繕費(※2)が自動車の時価の60%以上</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>〃 時価の40%以上</td><td>3分の1</td></tr><tr><td>〃 時価の20%以上</td><td>4分の1</td></tr></table>	被災自動車(※1)の損害程度	減免割合	修繕費(※2)が自動車の時価の60%以上	2分の1	〃 時価の40%以上	3分の1	〃 時価の20%以上	4分の1
	被災自動車(※1)の損害程度	減免割合							
修繕費(※2)が自動車の時価の60%以上	2分の1								
〃 時価の40%以上	3分の1								
〃 時価の20%以上	4分の1								
	(※1) 被災時の時価が被災自動車の20%以上であることが要件 (※2) 保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く額								
個人県民税	■個人市町村民税が減免された場合は、同じ割合で減免 ⇒詳しくは、お住まいの市町村税務担当課へお問い合わせください。								

◎ 詳しくは、管轄の総合支庁税務担当課へお問い合わせください。